

## 第33回 地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和2年11月19日（木）午後1時30分から午後3時まで

### 2 場所

鹿児島地方裁判所交通講習室

### 3 出席者

片山昭人（委員長），大脇通孝，河野総史，竹島卓朗，中根総子，中村啓子，野々垣隆樹，前田忠倫  
(五十音順)

### 4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

## 1 地方裁判所委員会テーマについての説明

「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

鹿児島家庭裁判所事務局総務課長 田 中 大 光

## 2 法廷等見学

202号法廷, 1号調停室

## 3 質疑応答・意見交換 (□委員長, ○学識経験者, ◎法曹委員, ◇裁判所)

### (1) 質疑応答

- これまでの説明内容や見学場所等について何か御質問があれば伺いたい。
- 初めて法廷を見学して, いろいろな人が自由に入れる状態になっていると感じたが, 職員の検温などは毎日行っているか。
- ◇ 基本的には自己管理としており, 裁判所において検温などは実施していない。

### (2) 意見交換

#### ア 感染拡大防止と裁判所の役割について

- 次の2点について御意見を伺いたい。
  - 1 緊急事態宣言が発令される中で, 裁判所としては, 感染拡大防止と裁判所の役割, 地域の公的紛争解決機関として司法サービスを提供していく役割のバランスの取り方が妥当であったか。
  - 2 裁判所が実施する感染防止対策は, 利用者の安全, 安心の確保という観点から, 必要かつ十分なものとなっているか。更なる改善や工夫の余地はないか。

これ以外にも, お気づきの点や, 違和感などがあれば御意見を伺いたい。

なお, 二つ目の点については, 欠席の委員から事前に御意見をいただいているので, 参考にさせていただきたい。
- 私の会社は, 観光施設を有している。この観光施設に, 首都圏や感染拡大地域からのお客様を受け入れる場合, 鹿児島の方よりも, 厳しい対応をとっていた。全国的に感染が広がり, 鹿児島でもクラスターが発生した状況からすると, これ

までは職員が朝の検温をしなくてもよかったり、入口にアルコール消毒液を設置するだけで、あとは来庁者の自主性に任せることで良しとしてきたが、今後は、もう少し厳しくしていかなければいけない。裁判所では換気を始め、対策はとられているが、十分とは言えないのではないか。

私の会社では、熱が37.5度以上の者は出社させないとし、出社時に全員入口で検温する。県外からのお客様には、名前、住所、連絡先などを記入してから入場していただいている。そのくらい徹底しないと、クラスターが発生した際に連絡ができず、どこまで危険性が広がったかが確認できない状況になる。

裁判所でも、せめて、法廷の入口で確実にアルコール消毒をしてもらうようにするなど、もう少し細かい対策をされてはいかがかと感じた。

- 大学に勤務しているが、どの教室にも消毒液が設置されているので、裁判所は数が少ない印象を受けた。

大学でも、「マスクをしてください」と言っても着けない学生がいる。その学生に対し、授業を受けさせないわけにはいかない。傍聴席にマスクをせずに入ったり、入ってから外してしまう人がいる場合、マスクの着用をどの程度強制するのか、あるいはしないのか。

- ◇ 法廷内でのことは裁判官が判断する。マスクをしていない傍聴人についても同様であり、マスクをしていないからといって直ちに退廷とはならないが、できる限りマスクを着用していただくよう丁寧に説明している。

- 緊急事態宣言が出された際、一律に業務を縮小するのではなく、個別に事件の性質や当事者の意向等を踏まえて判断することとした。

当時、鹿児島市内でも、自治体の受付窓口は業務を続けていたが、市の関係施設では、全面的に閉鎖したところも相当数あった。裁判所が行う司法サービスの提供と行政サービスについては性質の違いはあるが、裁判所が業務を継続したことに違和感はなかったか。

- 私は金融機関に勤めているのでよく分かるが、ある支店でクラスターが発生

した場合や社員から陽性者が発生した場合には、支店の閉鎖を含め検討することになる。お客様のことを考えると、閉鎖するのは難しい。

法廷や緊急性を要する業務を担う裁判所を、閉鎖することは難しいと考える。

## イ 委員所属団体等の業務継続に関連した、困った事例、工夫した事例

□ 次の3点について御意見を伺いたい。

- 1 緊急事態宣言や、県から要請があった際に、どのような対応をされたか。その過程や判断で御苦労された点、工夫された点を御教示いただきたい。
- 2 緊急事態宣言解除後、県の要請が緩和される過程で苦労された点、工夫された点を御教示いただきたい。
- 3 ウィズコロナ、アフターコロナ時代における働き方や、現在どのような形で感染防止対策と業務遂行についてバランスを取られているか、御教示いただきたい。

◎ 弁護士会事務局で確認したことを紹介する。

弁護士会の対応としては、弁護士や事務職員、司法修習生が新型コロナウイルスに感染した、あるいは濃厚接触者と接触した場合には、直ちに弁護士会事務局へ報告することになっている。これらを通知対象者とするが、通知対象者以外でも、強いだるさや息苦しき、37.5度以上の発熱が4日間続いたような場合は、帰国者接触者相談センターに相談し、通知対象者は無症状であったとしても、最低14日間は自宅で待機し、裁判所、弁護士会、その他の機関への立入りを控えるよう通知が出ている。通知対象者については、過去14日間の行動履歴を報告することになっている。緊急事態宣言発出当時、弁護士会の委員会活動、会議やイベントは中止、延期となった。又、弁護士会館の利用は、通常、午前9時から午後5時までのところ、午前10時から午後4時までに縮小し、委員会や弁護団による弁護士会館の利用は中止していた。事務局に立ち寄る場合は、検温を行い、風邪や37.5度以上の発熱のある方の来館はお断りしていた。

事務局は、1週間交代制とし、事務局職員の通勤は、公共交通機関の利用をで

きるだけ避け、自家用車、バイクでの通勤に切り替えた。

弁護士会の取扱業務は、例えば、弁護士法23条の照会業務や職務上弁護士が請求する証明書の発行業務等の手続は、窓口に行かず、郵送により行った。

法律相談については、弁護士会館の面接相談ではなく、電話による無料法律相談に切り替えた。

日弁連は、Webでコロナウイルス関連相談を受け付けている。

自粛していた各種会議については、最近ではZoomで対応している。12月に行う臨時弁護士会総会は、公民館を利用して行う予定である。

なお、衝立や消毒液は、弁護士会にも設置されている。

- 私の会社では、東日本大震災以後、災害が発生した場合には翌日、人事部から個人の携帯に安否確認メールが送信され、勤務できるかなどを確認している。これを使って、先日の鹿児島でのクラスター発生時には、対象店舗に行っていないか確認するメールが届き、対象店舗に行った人は報告するよう求められた。速やかに状況を把握し、待機させるために人事部が集約を行ったものである。

私は研修事務を担当しているが、新入社員全員を集めて研修すべきところ、今回は5班に分け、3週間のところを1週間に短縮して行った。本来なら同期と呼べる社員たちが、ほとんど顔も知らない状況であるため、今、4時から5時までの間にリモートで紹介する取組を行っている。また、離島や宮崎、沖縄の新入社員には、県跨ぎの移動を避けるため、リモート研修を行っている。

- 御社では、消毒液や検温についてどのように行っているか。

- 手指消毒は、営業店ではお客様入口、社員専用通用口、執務室、食堂などいろいろなところにある。本社では、各階の入口で消毒を行い、執務室に入る前に各自検温し、他の人に相互チェックしてもらう。1階の入口でもサーモグラフィによる検温をしているが、そこで発熱が認められれば、執務室には入れない。これは、コロナで始まったことではなく、毎年インフルエンザの流行する時期には当たり前のようになっているので、苦にはならない。

飛沫防止対策もしている。消毒は、気づいたらやっているという状況である。

- 当社の工場は、鹿児島県内で、相当数の従業員を抱えており、工場の所在する自治体にも相応の影響を与えるので、社員から絶対に感染者を出すわけにはいかないということで、やれることには徹底して取り組んでいる。毎日、従業員全員が検温して、37.5度以上あるときは、出勤せずに在宅勤務、在宅勤務ができない人は、特別休暇付与で対応している。検温は、自己申告だけでなく、2か所ある工場の出入口にサーモグラフィを設置してあり、通った人の表面温度が表示される。その際、37.5度以上あればアラートが出る。同時に、マスクを着用していない場合も、マスクを着用するように音声アナウンスが出るようになっている。そこでアラートが出た場合は、改めて警備室にある体温計で実際に検温し、37.5度以上あれば、帰宅させ、発熱が認められなければ、入場を認めるという対応をしている。

消毒液については、多くの人が共用するので、手をかざせば必要な量の消毒液が出るセンサー式の消毒液を20か所くらい導入している。

ドアノブ、照明、スイッチ類、エレベータのボタン等、誰もが触れるところには、抗菌フィルムというものを貼り付けて対応している。

通勤、出退勤におけるガイドライン、懇親会出席のガイドラインなど、細かいことまで決めたものを発行して、従業員に周知・徹底させる取組をしている。

- 御社は、全国各地に営業所や工場があると思うが、御紹介いただいた対策は全社統一的に行われているのか。また、地域の実情を踏まえた対策はどのように行われているか。

- 2種類ある。まず、全社通達としてガイドライン的なものがある。ガイドラインにおいて、感染者が多かった7都府県の拠点については、基本的に在宅勤務するよう示され、本社、東京事業所などは8割9割が在宅勤務とした対応をとっていた。それ以外の拠点については、段階的に行動が示されて、具体的な方法は、個々の工場で決めていた。

○ 私のところでは、自粛一辺倒ではいけないということで、あらゆる可能性を探って、自粛をせずに毎月、例会、理事会、委員会は一度も休むことなくW e bで開催している。6月の例会は県外から講師を呼ぶ予定であったが、コロナ禍ということで、県外とのリモートで行ったため、数十万円かかるところが、数万円程度で行えた。来ることができない人もW e bで話を聴くことができ、コロナ禍だからこそできた事業であった。

また、8月に、100名程度出席の総会の懇親会の開催にチャレンジした。乾杯の禁止、お酌の禁止、立ち上がる時は必ずマスク着用など、厳しい形で懇親会を実施した。

これまで、選挙の場合、収容人数200～300人の会場に候補者を招いて開催していたが、小さな会場に候補者をお呼びして、Y o u T u b eでのライブ配信をした。ライブ配信を録画したものはいつでも見られることから、3,000～4,000人の視聴者があり、ある程度効果があったと考えている。今後もW e bを中心にチャレンジする運営を考えている。

□ 大学の方はいかがか。

○ 朝のラッシュを避けるということで、通常1時間目が朝9時から始まるところを、9時40分開始とした。また、1時間目の授業が終わった後の休み時間を30分とり、2時間目が終わった後の休みも30分に延ばした。これは、昼食の時間を分けて学食に学生が殺到することを避けるためのものである。

授業の時の窓の開放はもちろん、入試の時も窓を開放して換気を徹底した。桜島の降灰やこれから寒い季節へ向かうことから心配ではあるが、換気は徹底してやっていく。

学生から体調が悪いと自己申告があった場合は、診断書等がなくても講義の代替になるような課題を出して出席扱いにする処置をとっている。教職員に関しても、体調が悪ければ無理をしないで休むというスタンスを取っている。

学会や研究会はすべてZ o o mで行われているので、出張もない。

それだけ対策をしても、本学に陽性者が出たため、1週間大学を閉鎖した。陽性者は出たが、日頃の対策のおかげでクラスター化はしなかったと考えている。

- ◇ 皆様に教えていただきたいことがある。現在の対策ではなく、当時、3月、4月頃、どのように対応するかという意思決定をどのように行っていたか御紹介いただきたい。

もう一つは、緊急事態宣言が解除されて業務が回復するときに、緊急事態宣言期間中に溜まった仕事と新たな仕事をどのようにしてうまく平常に戻したかについて教えていただきたい。

例えば、鹿児島の話ではないが、期日をほとんど取り消した庁があり、その場合、期日の取消と、業務回復時に期日の再指定をやらなければならない。新たな事件の申立てもあり膨大な事件を一度に処理できないので、裁判所を利用する方からすると、裁判所はなかなか期日を指定せず何をやっているのかとお叱りを受けることになる。

一挙に仕事を回復できない状況下となった場合に、どのように仕事を回復していけばよいか、皆様の所属する団体等で御苦勞があれば、御紹介いただきたい。

- 始めの頃は、緊急事態ということで、トップを中心に委員会が立ち上げられ、必要な都度、会議をしていた。会議が終わると、全店に通達し、その通達に従って社員が動くという流れで、今週はこのような状態であるため、この地区は研修には来れないなど、地区毎の情報をパソコン上で毎週金曜日に更新し、共有できるようにしている。

私は研修を担当しているが、研修ができない時期があった。本来なら新しく役席になった者、昇進した者の研修をその都度、実施しなければならないが、当時は集合研修ができなかったため、今やっている。本来は10数人ずつであったのが、30数人来ている。広い会場があるので、3人掛けの机に、1人ずつ座り、

離れた席を作り、講義を聴いている。これにも参加できない者は、Web上で参加している。

なかなか難しいが、私が店に行き、それぞれの店の状況を確認しながら指導していくということもやっている。

- 他の皆様はいかがか。
- 観光施設などは、4月半ばから8月一杯まで閉園した。そのように止められる業務と、継続させなければならない業務があるのはどこの会社も裁判所も同じだと思う。裁判所などは、特に縮小することができない業務、継続しなければならない業務をお持ちだと思う。当社の場合、閉園はしているが、鹿児島県内あるいは鹿児島市内の人は、事前予約制として、お店を開けたこともある。観光施設を再開園する前には、鹿児島の人を対象にしたプレミアムツアーとして、事前予約制で、園内が密にならないように案内をする対応もした。

止まっているところから開始するところの狭間は、どこの皆さんも悩まれると思うが、裁判所では、電話会議をされているということで、他の企業でも当社もやっている。リモート会議に近い、リモート裁判というようなものを導入していくことが、コロナだけではなく、鹿児島の場合、離島も多いこともあり、時間的にも、費用的にも利点は大きいと思う。この機会にぜひ設備を取り入れてノウハウを身に付けてはいかがかと思う。

困ったこと、工夫したことについては、社員が多くて、社員の周りの家族も考えると、その周辺にコロナ陽性者が出ることは起こり得る。私が勤務する部署は従業員が50名弱いるが、この半年で数件、従業員の家族の近くに陽性者が出て、その従業員も感染が疑われるということで、14日間の自宅待機を行った。感染を広げないためには「隠さない」ことが重要である。自分、若しくは自分の家族の近くで陽性者が出たということを速やかに会社に報告できるシステム、速やかに会社が指示をできるシステムを構築しておかないといけない。自分の近くにコロナが近寄ってこないということはあるにせよ世の中なので、近くに

コロナが来た, 若しくは感染者が出たときに, いかにかスピーディに対策が執れるかということをしかりと, 今のうちに裁判所でも構築してはどうかと思う。

#### 4 次回の予定

(1) 日時

令和3年6月24日(木) 午後1時30分から午後3時まで

(2) テーマ

「民事訴訟のIT化について」